

報道関係各位

## 件 名 保安林指定土地に係る固定資産税の課税誤りについて

### 1 概要

このたび、市内に所在する保安林指定土地の一部について、固定資産税を課税していたことが判明しましたのでご報告いたします。

関係する皆様方に対しましてご迷惑をお掛けしますこと、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に向けた対策を講じ、税務行政の信頼回復に向けて鋭意取り組みまいります。

### 2 内容

本年8月、さいたま地方法務局飯能出張所から登記地目が「保安林」である土地について、市が発行した評価証明書では「山林」と表記されているとの指摘を受けました。そのため、保安林の指定等を所管する埼玉県をはじめ関係部署に確認を行った結果、明治45年から平成11年までに保安林指定された土地の一部について、固定資産税を課税しているものが65件あることが判明いたしました。

保安林については、地方税法第348条第2項第7号の規定により非課税とされていますが、同条第3項の規定により目的外に使用した場合には課税することとなっているため、今後、所有者の皆様と連絡をとり、事実確認の聞き取りや現地調査を行った上で適正な処理を行ってまいります。

担当者 飯能市資産税課長 齊藤  
連絡先 042-973-2113